

■ ペット関連施設の取扱いについて（建築基準法第 48 条に関する取扱い） [参考：「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（改定 6 版）」]

- ・ 事業を始められる際は、騒音、臭気に関する対策の上、近隣説明を十分に行ってください。
- ・ 既存の建築物の床面積 200 m<sup>2</sup>以上を用途変更して③の用途とする場合は、用途変更届が必要になります。建築士にご相談ください。
- ・ 建築確認申請が不要な増築等を行う場合でも、計画内容を建築基準法等に適合させる義務があります。手戻りを避けるため、建築士にご相談されることをおすすめします。

※1 兼用住宅：住宅部分と内部で行き来ができ、延べ面積の二分の一以上を住宅の用に供し、かつ住宅ではない部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以内であること。

※2 畜舎部分：ペットを飼育・収容する部分。

	①	②	③
	○ペットの繁殖 ○ペット訓練等の受付業務のみ	○ペット病院 ○ペット美容院 ○ペットホテル	○ペット用品の販売店 ○ペットの対面販売店
建築基準法上の分類	令第 130 条の 3 第 1 項 1 号 (事務所)	令第 130 条の 3 第 1 項 3 号 (サービス業を営む店舗)	令第 130 条の 3 第 1 項 2 号 (日用品の販売店舗)
第一種低層住居専用地域	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。		
第二種低層住居専用地域	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。	下記の(a)または(b)いずれかの条件を満たすこと。 (a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。 (b)床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> 以内、2 階以下かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。	
第一種中高層住居専用地域	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。	下記の(a)または(c)いずれかの条件を満たすこと。 (a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。 (c)床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以内、2 階以下かつ畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。	
第二種中高層住居専用地域	(d)畜舎部分※2 が 15 m <sup>2</sup> 以内であること。		
上記を除く市街化区域内	(e)制限なし		